

口吉川ふれあいバスの吉川地域への越境運行 及びルート等改編について

1 改編理由

口吉川地域内に唯一存在する医療機関である私立口吉川診療所が、医師の高齢化等の理由により閉院されるに伴い、地域内に医療機関がなくなることから、口吉川地域から最も近い距離にある吉川地域の松本医院渡瀬診療所に通院できるよう越境運行することで、地域住民が通院できる環境を整える。

また、閉院に伴い「口吉川診療所」バス停を廃止し、廃止に伴う定期便の運行ルートの見直し及びダイヤ変更を実施することで運行の効率化を図る。

2 改編内容

- (1) 渡瀬診療所前の道路事情やふれあいバス車両の待機が発生する場合の待機場所等を考慮し、診療所付近の神姫バス「渡瀬」バス停まで越境運行する。

※越境運行の詳細は本資料「3 越境運行の内容」を参照

- (2) 「口吉川診療所」バス停を廃止
- (3) (2)バス停廃止に伴い、「笹原公民館下」バス停を地域西側の定期便ルートから地域東側の定期便ルートへ変更及びルートに合わせたダイヤへ一部変更する。

※ダイヤ、ルート詳細は別紙1-1、1-2を参照。

3 越境運行の内容

- (1) 新設停留所
神姫バス「渡瀬」バス停
- (2) 運 行 日
木曜日（祝祭日の場合は、運休とする。）
- (3) 運行ダイヤ
 - ア 往 路 現在の定期便を運行した後、口吉川町公民館から「渡瀬」バス停へ運行する。
 - イ 復 路 往路利用者による復路便利用予約に応じて運行し、東側の停留所から順に乗車があった停留所

のみを運行する。

※原則、最終降車停留所に正午到着までとする

ウ ダイヤ 別紙1－1のとおり

エ 越境区間 別紙1－3のとおり

(4) 利用者の制限

口吉川地区から渡瀬方面への路線バスとの競合を避けるため、次のいずれかに該当する利用者を乗降可能とする。

ア 路線バスのバス停からおおむね300m以上離れた当該ふれあいバスのバス停からの利用者

※別紙1－1色網掛けした停留所が対象

イ 路線バスのバス停までの移動が困難な利用者

ウ 路線バスのバス車両への乗降が困難な利用者

(5) 利用者の管理

利用は登録制とし、初回利用時に氏名、住所、連絡先を登録し、適宜、追加・修正を行う。

(6) 予約連絡先（復路に限る）

口吉川町公民館

※(4)及び(5)については、現在毎週月曜日運行の「フレッシュバザール三木吉川店」の便と同ルール。

4 運行開始日及びルート等改編日

令和8年4月1日（水）

5 使用車両

日産セレナ（8人乗り）

6 周知方法

令和8年4月上旬の口吉川地区区長協議会でチラシの全戸配布もしくは全戸回覧